

開発審査会基準第4号

事業所の社宅及び寄宿舎

事業所の従業員のための社宅及び寄宿舎（以下「社宅等」という。）で、申請の内容が次の1項又は2項に該当するものとする。

- 1 都市計画法に基づく許可等を受けた事業所又は市街化調整区域決定前から当該区域に存する事業所の社宅等で、次の各号に該当するものであること。
 - (1) 当該社宅等の敷地は、事業所の敷地に隣接若しくは近接している土地又は既存集落内にあって、事業所から1.5キロメートル以内の土地であること。
 - (2) 社宅等の規模は、その事業所の規模に比して過大でないこと。
 - (3) 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。
- 2 1項以外のもので、市街化調整区域決定前に次の各号に該当しているものであること。
 - (1) 土地の権利を取得していたものであること。
 - (2) 宅地造成済みのもの又は宅地造成中のものであること。
 - (3) 建築計画のあったもので、区域決定の日から起算して5年以内に建築工事に着手すること。
 - (4) 開発又は建築を行うために必要な許認可等を受けていたものでその目的に合致すること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が3,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。